

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、甚大な被害を受けた場合、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和 26 年法律第 97 号)に基づき、国庫負担を受けて災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町が、県の管理に属する施設については県において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧に努めるものとする。

公共土木施設の災害復旧の推進に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 災害の程度及び緊急性等に応じて、緊急査定、あるいは本査定を速やかに要請する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された調査官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画を立てる。
- また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみでなく、周囲の関連を十分考慮に入れ、努めて改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 災害復旧事業の施行は、3箇年復旧を原則とする。
- (6) 査定に落ちたもので、なお今後危険なものについては、その重要度により、町単独事業として行う等計画する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、着手後において労働力の不足や施工業者の不足、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できること等も予想されるので、事前にこれらについて十分検討

しておく。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河 川 河川法第3条による施設等
- (2) 海 岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防施設 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4) 林地荒廃防止施設
山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設
地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8) 港 湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用上及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁 港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会资本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
- (11) 集落排水施設
農業集落排水事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集落排水施設

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施工するものであるが、災害の規模が広範囲でしかも高度の技術を要するもの等は、県営事業として施工されるよう努める。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとし、原則として原形復旧とする。その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施工するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作を目的に供される土地
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - ② 農業用道路、橋梁
 - ③ 農地保全施設、堤防(海岸を含む)
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保安上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設
 - ② 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 沿岸漁場整備開発施設
 - ② 漁港施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

(5)天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年第 247 号)に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

- (1)実施機関 町立学校施設の復旧は、町長が行うものとする。
- (2)復旧方針 町立学校施設の復旧方針は別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3)対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4)財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方債の元利償還金の地方交付税算入
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

2 公営住宅災害復旧計画

(1)住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による応急仮設住宅の建設、又は公営住宅法により罹災者用公営住宅法等の建設を進めるとともに、住宅金融支援機構の住宅資金貸付制度等を活用して復旧に努めるものとする。

(2)災害公営住宅

災害公営住宅の建設については、公営住宅法第8条に基づき、町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の3割以内に相当する公営住宅を早急に建設することとする。

(3)その他の災害復旧計画

その他の施設等の災害復旧は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び各施設等の管理者、又は当該法令の規定により、災害復旧の責任を有する者がそれぞれ実施するものとする。

第5節 金融対策

災害復旧及び災害による経営資金及び生活資金の融資制度として、被災農林漁業者、被災中小企業者等に対して行われる融資は、おおむね次のとおりである。

1 農林漁業関係

(1) 農業関係

農家が農作物(果樹を含む)の災害を受けた場合は、まず天災融資制度がある。この適用は被災農家の平年収穫量の100分の30以上の減収量で、かつその損失額が平年農業総収入の100分の10以上の者。又は果樹、茶等の被害損失額が100分の30以上の者で、町長の被害認定を受けた者とし、資金の種類は「経営資金」として融資する。

その他株式会社日本政策金融公庫法に基づく農地・農業施設等の復旧及び経営再建のための資金の融資、農業改良資金融通法、農業近代化資金融通法、株式会社日本政策金融公庫法の貸付金の支払猶予、償還延期、貸付条件の変更等がある。

(2) 林業関係

林業者が災害を受けた場合も「天災融資法」の適用、株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、その他農業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(3) 漁業関係

漁業の場合も農林業と同じく災害の場合「天災融資法」の適用があり、株式会社日本政策金融公庫法の災害復旧の道が開かれている。又、農林業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(4) その他の金融並びに各種共済制度

農林漁業団体が独自の立場で行う単独資金の災害復旧に対する貸出、又は各種共済による保険金の支払い、例えば農協共済(建物)、農業共済、船舶保険、その他各民間保険会社の災害保険等の早期払出措置がある。

2 中小企業関係

被災中小企業者に対しては、県防災計画により被災中小企業者の経営安定を図り、施設復旧資金の融資円滑化のため、被災の実態に応じて、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府金融機関に対して融資枠の拡大及び当該金融機関に対する既往融資分に係る償還期限の延長について措置を講ずる。

3 災害援護資金及び母子父子寡婦福祉資金関係

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づき、芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度がある。

(2) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、生活の安定と向上を図るために母子父子家庭及び寡婦に対し、各種資金の貸付を行うものがある。

第6節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとし、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

2 罹災証明

罹災証明とは、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支援措置を迅速かつ適確に講ずるため、基本法第90条の2及び芦北町罹災証明書交付要綱に基づき、被災者の申請により被害状況を調査し、被災した住家の被害状況を公的に証明するものである。

(1)被害の程度

地震等の自然災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

- ① 全壊
- ② 大規模半壊
- ③ 中規模半壊
- ④ 半壊
- ⑤ 準半壊
- ⑥ 一部損壊
- ⑦ 床上浸水
- ⑧ 床下浸水

(2)対象者

- ① 住家に生じた被害に対して、住家の所有者とする。
- ② 住家の所有者のほか、当該住家の居住者についても罹災証明書を交付することができるものとする。この場合において、当該居住者は、あらかじめ当該住家の所有者の承諾を得ておかなければならぬ。

(3)調査方法

- ① 罹災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府）」に基づき、家屋に生じた被害の状況を実地調査する。
- ② 半壊に至らないことが確認できるときは、実地調査を省略することができる。

(4)罹災証明書交付に関する対応

① 災害発生前

ア)熊本県が実施する災害救助法関係研修等に参加し、住家被害の調査に従事する職員の育成を行う。

イ)他の地方公共団体との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を構築する。

② 災害発生後

- ア) 災害対策本部との連絡調整等を通じて被害の情報を把握し、地域割、調査方針を定める。
- イ) 被害認定調査等に係る人員確保を行う。調査員に不足が生じる場合は、県及び他市町村へ応援要請を行う。
- ウ) 調査員の研修を実施する。また研修に必要な会場、資機材、移動手段の確保を行う。(DVD、講習テキスト等)
- エ) 調査に必要な資機材等の調達を行う。(デジタルカメラ、バインダー、下げ振り、メジャー等)
- オ) 罹災証明書受付等に関する周知(防災無線、まちだより又は広報誌)を行う。
- カ) 罹災証明書の申請を受け付け、罹災証明書受付台帳を作成する。
- キ) 調査班を編成し、被災住家の調査を実施するとともに、判定結果の確認を行う。
- ク) 罹災証明書発行台帳及び、必要に応じて被災者台帳に入力する。
- ケ) 罹災証明書を交付する。
- コ) 再調査の申し出があった場合、再調査を実施する。

(5) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、県及び町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

3 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者的人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計

画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代わって円滑かつ迅速復興を図るために都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は特定大規模災害等からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

なお、復興計画は単なる原状復旧と異なり、被災教訓を反映させ、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要であることから、作成においては、大学等で防災に関する研究調査を行っている学識経験者等各分野の有識者、専門家等から意見を聴取するものとする。